

群馬県適正化通信 NO. 151(令和3年3月号)

冬用タイヤの安全性を確認することをルール化

～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁～

(「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について)

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道等において多くの大型車両が立ち往生し、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用限度を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、令和3年1月26日付けで国土交通省より、通達が発出されました。

◆改正の概要◆

- ①整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度よりもすり減っていないことを確認すること
- ②運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認すること

《貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について》(一部抜粋)

第3条の2 点検整備

1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、**整備管理者**が、法のほか道路運送車両法(昭和26年法律185号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号))、整備管理者の選任(車両法第50条から第53条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第5章に規定する検査等)に係るもののか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。

(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。

- ① 特種車や架装部分の点検・整備
- ② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。)、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。

第11条 異常気象時等における措置

「異常気象その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、雪道を走行するおそれがある場合においては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り止めの措置が講じられていることの確認をいう。

【参考】

※今般の改正は、整備管理者の責任において冬用タイヤの安全性が確保されていることが求められるものであり、運転者が日常点検の際に実施することは差し支えありません。

※前輪・後輪等1本でも冬用タイヤを装着している場合は、使用限度よりもすり減っていないこと確認することが必要となります。

※冬用タイヤを装着した車両の日常点検表のタイヤの溝の深さチェック欄近くに「プラットホーム露出なし」等の記載をしてください。更に、定期点検整備の実施時に冬用タイヤの溝の深さを確認した場合は、「その他の点検・整備項目」の記載欄に記載をしてください。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821